

第 26 回

あわら市都市計画審議会

議案書

場 所 あわら市役所 2 階 202 会議室

日 時 令和 6 年 2 月 27 日 (火) 午後 2 時 0 0 分～

議案目次

議案 番号	議 案	頁
1	あわら市景観計画の変更について	2

議案第 1 号

あわら市景観計画の変更について

令和 6 年 2 月 16 日付けあ建第 291 号であわら市より提出されたみだしの議案について、審議に付します。

令和 6 年 2 月 27 日提出

あわら市都市計画審議会
会 長 野 嶋 慎 二

あわら市景観計画の変更について

1 理由

本市では、美しい景観まちづくりを目指して、景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づくあわら市景観計画を平成 24 年 3 月に策定し、運用している。その後、平成 30 年から景観審議会で、太陽光・風力発電の設置による景観への影響や規制の内容について審議をしてきた。

今回は、再生可能エネルギーの利用促進と市の良好な景観形成との整合を図ることを目的として、新たに一定規模以上の太陽光発電設備と風力発電設備を届出対象行為の「建築物」及び「工作物」に加えるため、景観計画を変更するものである。

2 主な変更のポイント

内 容	別紙1参照
太陽光発電施設を建築物及び工作物に追加。規模(築造面積)は 1,000 m ² から 500 m ² に強化	4p
風力発電施設を工作物に追加。規模(高さ)は他工作物と同様	4p
太陽光発電施設のエリア別景観形成基準を設定※別紙2参照	5p～12p
風力発電施設の景観形成基準を設定	13p～14p

3 意見照会の結果(令和5年 10 月 19 日(木)開催)

(1)住民意見反映のための縦覧の実施:閲覧0人、意見者0人

(2)景観審議会(令和5年 10 月 19 日開催)※議事録の抜粋

1)あわら市の現状と景観届出の対象規模

Q1 太陽光パネルを建築物の上に設置する場合で 13m を超える場合は届出の対象か

A1 対象となる

Q2 届出の対象規模について、高さも基準としているのはなぜか

A2 高さのあるものは遠方からも視認される可能性が高く、景観に影響を与える可能性があるため

Q3 増築した場合。例えば 300 m²の築造面積だったものが 200 m²増設して 500 m²と

なった場合には届出の対象となるのか

A3 対象となる

Q4 平成 30 年度開催の景観審議会でのアンケート結果で今回の景観計画変更案に基準として反映していないものは

A4 地元住民への説明会の開催(2024.4 改正再生可能エネルギー特別措置法で義務化)と太陽光パネルの稼働終了後の廃棄費用の積立(2022.4 同法)の2点については、FIT または FIP 制度の認定要件のため景観計画に反映していない

Q5 既に事業を廃止した太陽光発電施設については、把握することが可能か

A5 把握は難しい

2)太陽光発電施設の景観形成基準

Q1 既存の施設も対象になるのか

A1 対象外。今後の届出が対象

Q2 周りから見えなければ、どのような場所に設置してもよいのか。

A2 設置位置は問わない

Q3 陸屋根にルーバー等の目隠しをする場合、色彩の基準は適用されるのか

A3 陸屋根の上に設置する場合には、フェンスの色彩基準はない。色彩の適用は、地上・勾配屋根の上に設置される場合である

Q4 屋根材として太陽光パネルを設置した場合、その支柱等はフレームや架台として扱われるのか

A4 一般論で支柱が太陽光パネルとしての使用なら、フレームや架台として取り扱う。但し、事前協議した上で、個別案件で対応したい。

Q5 近隣の市、特に坂井市との境界などに設置される場合についても記載があるといいのではないか

A5 あわら市の景観計画変更が確定後、近隣自治体とも情報を共有して、何かしらの基準を設けてもらえるよう勧めていきたい

Q6 例えば越前加賀国定公園の一部である北潟湖のような景観上重要な場所は、設置自体を禁止しないのか。

A6 景観法や景観条例では、これらの施設が建つこと自体は禁止できない。あくまで、色やデザインなどの形態意匠についての制限のみである。但し、国定公園特別地域内では自然公園法に基づく許可を受けなければ、工作物の設置等ができない。

3) 風力発電施設の景観形成基準

Q1 洋上風力は対象となるのか。

A1 対象外。地上設置の施設のみ対象

Q2 施設周辺の樹木の伐採、造成等の範囲は必要最低限とあるが、太陽光の方も基準として入れないのか。

A2 風力発電の場合は、ブレードが当たらないように余裕をもって伐採をする場合がある。伐採を最低限にしてもらうために基準に追加している。